

有限会社しえあーど

特定非営利活動法人地域生活を考えよーかい

2007 年度 事業・活動計画(案)

2007 年 3 月 12 日

李 国本 修慈

目 次

- 第1章 計画の策定について
 - 1. 計画策定の趣旨
 - 2. しえあーど・考えよーかいにおける計画の内容
 - 3. 計画の位置づけと期間
 - 4. 計画の策定過程(体制)
- 第2章 しえあーど・考えよーかいの現状(事業決算等)
 - 1. 利用者数と利用実績からみた状況と考察
 - 2. 活動・事業からみた状況と考察
- 第3章 計画の基本的な考え方
 - 1. 基本理念
 - 2. 基本目標
 - 3. 事業・活動体系
- 第4章 事業の展開について
 - 1. 地域での生活支援として
 - a. 相談支援
 - b. 生活支援
 - c. 日中活動支援
 - d. 宿泊(緊急一時)支援
 - e. 訪問看護
 - f. 移送サービス
 - g. その他
- 第5章 活動・事業見込み(予測)
 - 1. 基本的な考え方
 - 2. 活動実施見込みと量
- 第6章 活動スタッフについて
 - 1. 活動につづいての基本的な考え方
 - 2. 活動内容と今後の在り方について
- 第7章 計画の推進へ向けて
 - 1. 計画推進体制(組織図)
 - 2. おわりに

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

しえあーど・考えよーかいも、2003年4月に活動を開始し、この4月からは5年目の活動となります。

設立当初からの基本的理念は、「誰もが望む地域で暮らせる」為の支援活動かつ、「共に支えあうまちづくり」であり、それが変わることはないのですが、この四年余りの間に变化した社会情勢や法人としての方向性を具体的に示し、関係者みなさんと共にその方向に向かっていこうというものです。

この計画の内容に関わらず、基本的な考えは、極当たり前の「権利の擁護」であり、「差別の抑止(防止)」であり、あらゆる方々を含めた地域社会での共生の実現を目指すものです。

さらに、「しょうがい」という文言についての考えは「ICF(国際生活機能分類)」に基づくもので、私たちが活動していくことで、誰もが、その人らしく暮らせるまちづくり(地域作り)に繋がるものであると考えています。

2. しえあーど・考えよーかいにおける計画の内容

策定の趣旨から、これまでの活動(必要なサービスをできる限りで提供させていただき、法・制度によらないサービス=預かり、宿泊、移送、自費サービス、情報提供、相談等と、障害者自立支援法に基づくサービス=居宅介護、移動支援事業、日中一時支援事業等)に合わせて、各法人の活動・事業内容を明らかにします。

イメージは、資料1(地域で暮らす本人さんを支援するイメージ図)に示した通りで、これまでの余暇活動・生活支援(日中活動以外の部分)に加え、「日中活動」支援をカタチとして創っていきたいと思います。

各法人の関係は資料2(しえあーど・考えよーかい関係図(案))によります。

大きな点は、日中活動の場として、フリースペースの確保で、将来的には、重症心身障害といわれる方々への支援としての「療養通所介護」(の事業指定と実施)を考えています。

更に、それらの方々の支援策としての「重度障害者等包括支援」事業および「相談支援」事業の指定を受ける考えです(資料3:2007年度しえあーど・考えよーかい事業・運営計画案(大枠))。

更に、現在の「このいけスペース 102・101」と併せて、新規スペースとして(上記の療養通所介護とは別の)、「短期入所」および「ケアホーム」として利用できるスペースを創設するものです(2009年度:平成21年度までに)。

上記のハード面のみでは、計画の推進は困難であり、次年度に最も力を入れるべき点は「人材育成」ではないかと考えています。

地域生活支援、人権擁護、福祉施策等の推進に必要であるかと思える知識、

それ以上に必要な「意識」について、如何に、そういったモノを自ら取り入れられる機会、更に、今以上の意識・スキルの向上の機会も作っていく予定です。

そういった点から、毎月の研修会(隔月の実地訪問研修及び招待研修)と、併せて、知識・スキルの確認・レベルアップとしての「医療的ケア実施者養成講座」も復活させ、行っていく予定です。

また、ワンマン運営である現状を省みて、月一度、運営会議(両法人スタッフによる自由な参加)と、利用者みなさんへの情報提供も含めた、法人の「将来計画会議」を開催し、法人としてのミッションを確認しつつ、発展させ、活動・事業を担える人材育成も同時に行っていきたいと考えています(資料4:2007年度しえあーど・考えよーかい会議・研修等予定表)。

3. 計画の位置づけと期間

この計画は、両法人の活動・運営方針として、2007年度～2008年度に行うものとしします。

4. 計画の策定過程(体制)

素案は国本によるものですが、今後は、運営会議や将来計画会議等において、法人スタッフ、利用者さん及び関係皆さんからの意見等をお聞きしながら作っていくものとしします。

第2章 しえあーど・考えよーかいの現状

1. 利用者数と利用実績からみた状況と考察

06年現在、しえあーど及び考えよーかいをご利用いただいている方は、約125名。

利用(派遣)時間が、約3000時間/月(この時間数には、緊急一時保護者制度の宿泊や訪問看護による派遣は含まれていません/資料5:05年度支援費収入額による。注:利用時間及び件数の統計が、システムの回復が間に合っておらず、4/2段階で提示できません)。

利用者数は、未だに増えていっている状況にあるのと共に、利用契約解除も含めて、利用機会を消失された方も15名程に上ります。

利用者増に関しては、他に利用するサービス提供者の不足、医療的ケアが必要な方、及び相談支援事業者からの依頼が継続して続いています。

これについては、しえあーどそのものの許容量も過密となっていること、更には中間支援的な役割(法人設立・運営サポート)も行ってきましたが、それを上回る(あるいは中間支援・資源開拓の遅れ)サービス需要があったためだと思われまます。

利用機会を失ったケースに関しては、うまく他事業所に移行できたケースもあるのですが、しえあーどの対応(不良な)等による利用契約解除もありまし

た。

また、体調等の変化による利用機会喪失もあり、そういった方々への支援の在り方も、しっかり視野に入れて、取り組みたいと考えています。

利用実績については、06年度の「利用(及び派遣)時間」の正確な統計が取れていない(当事業所の利用するシステムの復旧が間に合わず)のですが、上記に記した通り、月あたり、凡そ3000時間の利用(及び派遣/この数値は自立支援法に基づく「居宅介護」「移動支援」「日中一時支援」事業、昨年9月までの「外出介護」によるものです)があります。

また、運営基盤である、しえあーどにおける売り上げ高は資料6(2006年度しえあーど総合売り上げ高推移表)に見られる通りです。

振り返ると、05年4月の大幅な報酬単価減額(前月比38%減)を経て、当時の月決算の赤字(05年4月~6月)から、コストの削減やサービス提供増等により、持ち直してきた05年度が窺えます。

そして、06年度には、支援費制度から自立支援法への転換が4月に行われ、定率(応益)負担の導入等に伴う利用抑制(主に就学前の児童の方の利用手控えと、この時期にも報酬単価の減額が行われています)、更に10月には、本格的な法施行が始まり、サービス体系の変化に伴う影響(多くは、移動支援事業における、従前の外出介護との報酬単価差額による減少)が、同資料から窺えます。

この際に感じたことは、私たちの事業所が、たまたま伊丹市にありながら、「尼崎市」及び「西宮市」に在住される利用者さんの割合が、併せて40%を占めていたということで、「もちこたえられた」ということです。

具体的には、上述した06年10月の影響として最も大きい「移動支援」における報酬単価が、西宮市及び尼崎市は、それまでの「外出介護」と同水準としたことが大きく、伊丹市のように、「移動支援」の報酬単価を「重度訪問介護の外出加算付の額」にすることや、他市にみられる大幅な減額(一律:2000円だとかの)が、西宮市や尼崎市でも行われていれば、運営基盤は大きく傾く(あるいは崩壊する)ところであったと思います。

そういう意味では、本当に不安定な運営基盤(法・制度に大きく影響される)であるといえます。

加えて、私どものサービスを利用いただく多くの方が「重症心身障害」といわれる方々で、年間を通しての体調維持管理が困難であるが故の利用キャンセル率も高いものとなっています。

それでも、06年度の売上表からは、10月以降にも、少しずつではあるが、数値が伸びているのが確認できます。

上記のこと等から、今後も法・制度に影響を受けつつも、届きにくい所へ

のサービス提供を積極的に行い、スタッフ及び関係者での運営努力を期待したいところです。

宿泊(緊急一時保護者制度)については、定期的な利用や、緊急な依頼にもお応えできる状況になりつつありますが、重症心身障害といわれる方々の宿泊に充分対応できるスタッフや、女性利用者がご利用の際に対応できるカタチを早急に作る必要があります。

訪問看護に関しては、その利用方法(医療保険による自己負担額や介護給付費では利用できないなど)から、医療・看護としての利用件数の増加はありませんが、本来我々が考える「包括的な支援」の核としての「訪問看護」という位置付けを明確にし、地域生活を送る利用者みなさんの必要ツールとしていきたいところです。

只、看護師の不足という課題があり、看護師スタッフの増員も引き続き図っていくところです。

2. 活動・事業からみた状況と考察

活動の中心は「居宅介護」及び「移動支援」による生活支援であるのですが、大きな問題として、1であげた許容量以上のサービス提供量が上げられます。

この点については、他事業所や新規事業者との協力をを行いながら、サービス提供を受けられない方を作らない努力を継続して行っています。

その活動について、「居宅介護」においては、対象となる利用者さんが重症心身障害といわれ、医療的ケア等を要する方が大半ということもあり、十分に評価できる内容であるとは言い難く、また、継続した支援活動の中での支援者としての進歩(利用者さんの評価としての満足度)も低い(決して高くはない)といったこと、更に、新たな人材の育成も進んでいないということも挙げられます。

これらについては、余裕のない過密な活動状況に一因があるのと同時に、各スタッフみなさんの意識・スキル向上を期待するところで、第1章の2で述べた研修機会等で、法人としてのレベルアップを図っていきたいと考えています。

「移動支援(昨年9月までの外出介護)」においては、本来あるべき利用者さんの個別支援計画の内容が曖昧である事が多いということ等から、その目的に沿った活動とは言い難く、単なる同行時間消費的な活動内容となっているケースも見受けられます。

なかなか充実させられない「個別支援計画」の作成と、日々の活動評価を行えるスタッフ育成に努めたいと考えています。

「日中一時支援事業(昨年9月までのタイムケア事業)」については、対

象となる重症心身障害といわれる方々のグループ支援というイメージがつきにくく(行いにくく)、また、従前の「緊急一時保護者制度」も、昨年10月からは、日中一時支援事業に組み込まれ、前述の移動支援事業との関係(関連・メリハリ)が、よくわからないといった状況にもなっています。

この点についても、個別の移動支援と、集団での一時支援活動との区別、明確な目的(と計画)に基づく支援プランが必要であると考えています。

また、それらの活動における事故や、事故未遂等、凡そ防げた、あるいは、起こり得ない様なケース(過失など)も多々見受けられています。

基本的な意識・知識・スキルの不足も明らかであるところで、この点についても、法人としての様々なレベルアップ機会の提供とスタッフ自らの向上心を期待するところです。

年間を通じての「お出かけ企画」の実施や、地域との交流活動(夏祭りの出店など)が行えた点は、評価できるところで、今後も継続して行っていきたいと考えており、更に、個別あるいは小グループでの活動企画・計画も充実させていきたいと考えています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

しえあーど及び考えよーかいの基本理念は、前述した通りの「誰もが望む地域で暮らせる為の支援活動」かつ、「共に支えあうまちづくり」であり、キーワードは「共生」、「はたらき(利用者さんと支援者双方の)」、「できる限り」で、本人及び関係者、スタッフ個々の「思い」を基盤とした理念を法人のものとしたいと考えています。

この考えの基には、ICF(国際生活機能分類)の考えがあり、如何に人を取り巻く環境を整えていく(創っていく)かというモノです。

そして、計画やカタチのみではない、共に生きる者(人)としての関係こそを大切にしたいと考えています。

2. 基本目標

基本理念に基づいた、本人主体の暮らしの実現が可能となるような基盤作りを行います。

更に、今計画での目標は「本人のはたらきを示す」活動ということで、就労や生産性(対価:金銭的な)のある活動のみではなく、その存在(当人の活動)こそが、地域社会での「はたらき」ということを示していくことを目標とします。

具体的には、前述した個別支援計画による活動。

更に、繰り返しますが、日中活動機会を得にくい方々の活動場所の創設、暮らしの場(ケアホーム)の創設を考えています。

そして、我々も、その「はたらき」等により、活気ある地域社会に貢献する

一員となるということです。

3. 活動・事業体系

しえあーど・考えよーかいの活動・事業体系は、資料 8(：活動・事業体系)によります。

まず、当人(及び家人)に対する生活支援として「相談支援と権利擁護の普及・推進」ということを進めていきたいと考えています。

これまでも行ってきた「相談」については、よりきめ細かな対応ができるように、相談スタッフの育成とともに、関係機関との連携も強化していき、指定相談事業の指定を受けようと考えています。

更に、相談と関連する「情報提供」においては、これまでと同様に、会報及びHP等を活用していくのと共に、法人の将来計画を考える会議等も活用していきたいと思っています。

もちろん、個別の問い合わせにもお応えしていきます。

ふたつめには、「生活支援活動・事業の提供及び充実」を挙げています。

ここでは、これまでの生活支援(居宅介護・移動支援・日中一時支援・宿泊・送迎・訪問看護等)の充実ということで、スタッフの増員と、第2章の2でも述べた個別支援計画の充実と、それに伴う活動場所の増設(あるいは選定：公共施設等)を行っていきます。

また、新たなサービスの創設として、繰り返しとなります(第1章の2への記載と同様の)が、日中活動スペースの開設(療養通所介護の事業指定)、重度障害者等包括支援事業の指定、更に、2008年度末までに、居住スペースの創設も行いたいと考えています。

そして、医療的ケアの充実として、サービス利用困難な方への積極的な支援の提供と関係医療・保健機関とのネットワークを、より強化したいと考えています。

また、法人及び関係者等に対する事業として、地域生活支援の在り方や権利擁護意識を法人スタッフ及び関係みなさんにも高めていただきたく、研修会や、情報提供も兼ねた法人の将来構想会議等を定期的で開催していきます。

併せて、開催を中止していましたが「医療的ケア実施者養成講座」も、再び開催していく予定です。

地域との関わりを深める目的として、地域の催しもの(こうのいけまつり等)への参加も実施する予定です。

第4章 事業の展開について

1. 地域での生活支援として

a. 談支援

相談支援に関しては、スタッフ全てが窓口となり、その課題等につい

て、関係機関等に繋げ、解決していくように努めます。

また、情報の提供や必要資料の要望などにもお応えしていきます。

指定相談支援事業、指定重度障害者等包括支援事業の活用など。

b. 生活支援

これまでと同様の居宅介護及び移動支援、放課後活動や一時預かり、移送については、その人的・質的な充実を図り、関連事業者等との連携も強化し、社会資源の拡大に努めます。

c. 日中活動支援

日中活動については、これまでに記述した通り、新たなカタチ(療養通所介護)の創設と支援スタッフの増員を行います。

新規スペースの開設、療養通所介護の事業指定など。

d. 宿泊(緊急対応等も含む)支援

宿泊については、計画的な利用から緊急時までに対応できる体制と、関係機関との連携を持った支援が行えるように努めます。

また、現行制度である「緊急一時保護者制度」代わり、「短期入所事業」の指定を考えています。

e. 訪問看護

訪問看護についても、これまでに記述した通り、単なる医療的な支援のみではない、包括的な支援の核として機能していける人材育成及び体制強化(人材の補強)を行いたいと考えています。

f. 送サービス

改正道路運送法の動向も見ながら、真に必要なサービスとして、事業指定を受け、安全及びニーズに即した体制を作っていきたいと考えています。

自由な移動を負担額等も併せて考えていきたいと思えます。

g. その他

これまでに行ってきた「お出かけ企画」の継続や、地域との交流機会としての行事参加、利用者及び家人等との交流機会も作っていく予定です。

第8章 活動・事業見込み(予測)

1. 基本的な考え方

活動・事業の在り方は、これまでに記述した通りです。

現在(07年3月)の私どもが関わらせていただく利用者数及び活動量(時間及び件数)は、許容量を超えているといえます。

只、潜在的な利用希望(必要)者は、現在もいらっしゃいますでしょうし、今後も増えていくと考えています。

私達の基本的な考えは、このような状態でも、無碍な利用依頼拒否を行うの

ではなく、できる限りのカタチでの対応と、関係機関等への繋がりを広げていくことであり、自らの法人のみではなく、関係事業者等への中間支援的な役割を果たし、地域での社会資源の拡大を図るものです。

2. 活動実施見込みと量

上記(第5章の1)の考えを持ってしても、なかなか増えない社会資源であり、現行の活動実施量が大きく変動することはないと思われます。

活動内容は、これまでの記述の通りですが、今後は、これまで以上に、「重度」等といわれる方々への支援を適切かつ継続して行っていく体制作りを目指さねばなりません。

概ね 3000 時間(月)の活動時間の質を保つ(向上させる)ためには、体制の整備と共に、スタッフ個々人の「思い」と法人としての「ミッション」をしっかりと確認して、関係皆さんとともに考えていきたいと思えます。

活動時間(居宅介護・移動支援・日中一時支援・訪問看護):約 3000 時間/月。

宿泊:10 件~15 件/月。

日中活動支援:3 名/日。

スタッフ数:常勤 15 名、非常勤 21 名。

第9章 活動スタッフについて

a. 活動についての基本的な考え方

これまでも述べたとおり、私達の活動は、社会的な位置付けが不明確かつ不安定であること、更には支援困難といわれる方々を対象とさせていただいていることなどから、あえて「活動」という文言を用いています。

この「活動」は、単に「労働」・「就労」というカタチのみでは行えないということ、基本的な考えは非営利活動ということです。

只、そうは言っても、支援スタッフが活動過重であっては、活動自体の維持・継続、進展も困難であるかと考えています。

更に、こういった活動(生活支援)を如何に活動するモノの「働き」=「仕事」とするのかも、大きな目標のひとつです。

そういった点からの「活動」と、その中に含まれる「労働」という位置付けで、「できる限り」の思いを大切に行っていきたいと考えています。

b. 活動内容と今後の在り方について

a で述べた基本的な考え方を基に、今ある雇用状況(活動するスタッフみなさんの生活基盤)の維持・安定、更には、活動状況(労働状況)の改善に繋がたいと考えています。

それらの実現には、法人が、チームとしての働き得る力量を書くスタッフが身につけることや、それぞれの持つ力量も向上させる必要がある考えます。

また、運営管理能力の向上(管理者の育成)や事務スタッフの増員等も行い、

機能的・効率的な活動(事業)運営が行えるように努力したいと思います。

第10章 計画の推進へ向けて

1. 計画推進体制(組織図)

計画の策定や推進においては、利用者及びスタッフ、関係者の意見を聴取しながら行っていきます。

また、計画の過程や目指すべき点や方向なども、随時お伝えしていくと共に、理念と現実を重ねながら、詳細な計画を行い、推進していきたいと考えています。

計画推進は資料9:活動計画推進体系図。

しえあーど組織図は、資料10:07年度しえあーど組織図。

おわりに...今回、しえあーど・考えよーかいも、伊丹の地に来て4年が経過し、5年目の活動に入ろうという期に、こういった計画なるものを作成してみました。

本来、私個人の考えでは、このような計画であるとかは、あまり意味を持たないものなのでは?と考えています。

根本にある「思い」=「なんとかしたい」「なんとかせねば」という思いこそが、あるいは、そのみがあれば、こういった生活支援などという活動はできるものだ...

只、そんな思いも、自らのみの理想論であつたりもする訳で、更には、2003年、支援費制度が始まる時期にあわせて生まれた「しえあーど」には、本来あるべき筈(これすらも私のみの思いなのかも知れませんが)である上記のような「思い」が、なかなか生まれなかつたり(そもそも利用契約・消費サービスとなった時点で、そのようなカタチというのは、薄らいでいくものだったのかも知れませんが)で、今、一度、「活動」と「労働(仕事)」をどのように捉え、考え、そして、しえあーど・考えよーかいスタッフみなさんが、如何に自ら及び自ら達の「活動・事業」の方向性を感じとり、作っていけるのか...を考える手立てにと、少しですが、具体性も併せて記すこととしました。

また、利用者及び関係者のみなさんにも、このようなカタチで、今後、しえあーど・考えよーかいは進んでいく(あるいは消滅していく)ということを知っていただきたいと思っています。

そして、「必要である」存在でこそ、こういった活動体は在るべきもので(むしろ我々のような隙間を埋めるようなサービスが淘汰される時代になってほしいものです)、その必要なモノとしてあり続けるために、様々なカタチを作り、変えながら、「なんとか」していきたいと考えています。